

鳥取県公報

目次

- ◇ 條例 日本国との平和條約の効力發生に伴う職員
の懲戒免職及び出納長等の賠償の責任に基
く債務の免除に関する條例
- ◇ 規則 寒冷地手当支給條例
農業共済団体検査規則
農営冷水温障害防止施設事業委託要項の一
部改正
- ◇ 告示 種畜の廃用
種畜証明書の書換交付
鳥取食糧事務所郡家支所所在地変更
- ◇ 雜報

條例

日本国との平和條約の効力發生に伴う職員
の懲戒免職及び出納長等の賠償の責任に基
く債務の免除に関する條例をここに公布する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

昭和二十七年七月十八日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県條例第三十六号

日本国との平和條約の効力發生に伴う職員
の懲戒免職及び出納長等の賠償の責任に基
く債務の免除に関する條例

(目的)

第一條 この條例は、公務員等の懲戒免除等に関する法
律(昭和二十七年法律第百十七号)第三條及び第五條
の規定に基き、職員
の懲戒免職及び出納長等の賠償の
責任に基く債務の免除に關し必要な事項を定めること
を目的とする。

(職員 の懲戒免職)

第二條 職員(この條例施行の日前に職員でなくなつた
ものを含む。)のうち、昭和二十七年四月二十八日前
の行爲について法令及び法令に基く條例に規定する懲
戒処分を受けたものに対しては、將來に向つてその懲
戒を免除し、同日前の行爲についてまだ法令及び法令

に基く條例に規定する懲戒処分を受けていないものに
対しては、懲戒を行わぬ。

(出納長等の賠償の責任に基く債務の免除)

第三條 出納長その他法令の規定に基いて現金又は物品
を保管する職員(この條例施行の前日にこれらの職員
でなくなつたものを含む。)の賠償の責任に基く債務
で昭和二十七年四月二十八日前における事由に因るも
のは、將來に向つて免除する。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月
二十八日から適用する。

寒冷地手当の支給に関する條例をここに公布する。

昭和二十七年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第三十七号

寒冷地手当の支給に関する條例

(寒冷地手当の支給)

第一條 鳥取県職員定数條例(昭和二十四年八月鳥取県
條例第五十三号)の適用をうける職員並びに公立学校
の校長、教員(時間講師を除く。) 養護助教諭、実
習助手、事務職員及び県立学校に勤務する雇傭人、

(以下「職員」という。)であつて、その支給日にお
いて、鳥取県内に現に在勤する者に対しては、寒冷地
手当を支給する。

(寒冷地手当の支給額)

第二條 寒冷地手当の支給額は、その支給日の属する月
において、職員の現に受くべき給料又は俸給(これに
相当する給与を含む。)の月額と扶養手当の月額との
合計額に、百分の十五を乗じて得た額とする。

(寒冷地手当の支給期日)

第三條 寒冷地手当の支給期日は、八月末日とする。

(寒冷地手当の支給細目)

第四條 寒冷地手当の支給に關し必要な細目は、知事が
定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

規 則

農業災害補償法第七十九條に基く農業共済組合の検査規
則をここに公布する。

昭和二十七年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第六十号

農業共済団体検査規則

(この規則の目的)

第一條 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五
号)第七十九條の規定により知事が農業共済団体(以
下「団体」という。)に対して検査を行う場合は、こ
の規則の定めるところによる。

(検査の目的)

第二條 検査は、団体の業務又は会計の正否をただし、

団体の経営の合理化と事業運営の正常化を期し、もつ
て組合員の利益を保全すると共に組合の健全な発達を
図ることを目的としこれを行うものとする。

(検査の場所)

第三條 検査は、主たる事務所において行うを原則とす
る。

(検査の範囲)

第四條 検査は、検査通知書に指示した事業年度におけ
る業務又は会計の状況につきこれを行うものとする。
但し、特に必要があると認めるときは、その必要年度
における業務又は会計の状況についても検査すること
ができる。

(検査の要領)

第五條 検査は、別に定める業務検査実施要領、会計檢
査実施要領に従い、団体の業務及び財産につき物件、
帳簿証ひ、書類その他の業務記録等を精査し、法令
定款等に違反する事項の有無、会計の正否、業務執行
の適否を明らかにするものとする。

(検査の着手)

第六條 検査の着手は、あらかじめ通知して行方を原則とする。

第七條 検査をする者は、別表に定める身分証明書を呈示しなければならない。

(検査の立会)

第八條 検査には原則として理事その他責任者一人以上を立会させることを要する。

2 前項の外なるべく監事を立会させるものとする。

(検査の執行)

第九條 検査の執行は、団体の業務に支障を生じないよう留意し、且つ、団体の執務時間内にこれを行うを原則とする。

2 検査の執行は厳正公平に行うと共に団体の職員に対する態度は親切を旨とするようにしなければならない。

(検査の見合せ及び中止)

第十條 次に掲げる各号に該当するときは、検査の着手を見合せ又は中止することができる。

一 第八條に掲げる者を立合わせることができないと

き

二 検査すべき帳簿、書類の大部分が検査の場所に現存せずみやかにこれを備えさせることができないとき

三 検査すべき帳簿、書類の記載が甚だしく不備のため業務又は会計の状況を知ることができないとき

四 その他重大な事故が発生し検査の実施が困難であると認めるとき、

(検査終了後の措置)

第十一條 検査を終了したときは、理事、監事その他の責任者を参集して講評を行わなければならない。

第十二條 検査の結果特に改善整備を要すると認める事項のある場合は、日限を定めてその後の措置につき回答書の提出を要求する旨の指示書を交付する。

2 前項の回答書には監事の意見書を添付させ必要ある場合は理事(清算人)全員の連署を徴するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別表)

身分証明書

第 号

農業共済組合検査吏員の証

氏 名 年 月 日 生

右は農業災害補償法第七十九条による検査吏員であることを証明する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

6 センチメートル

面 表

裏

面

注意

一、本証は農業共済組合の検査に際し必ず携帯すること。

二、本証は検査を受ける農業共済組合に呈示すること。

三、本証を紛失したときは直ちに知事に届け出ること。

四、検査吏員は退職又は他の係に転じたときは本証を返附すること。

8 センチメートル

告示

鳥取県告示第三百五十号

県営冷水温障害防止施設事業委託要項（昭和二十七年三月鳥取県告示第三百十八号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第一中「水温上昇施設事業を行う者」の下に「（以下）受託者」という。」を加える。

第二中「国庫補助率相当額」を「別に事業費の四割」に改める。

第三を次のように改める。

第三 削除

第四を次のように改める。

第四 知事は適当と認める者に対し設計書を添付し委託の通知をするものとする。

第六を次のように改める。

第六 委託の通知を受けたものが、事業の施行を受託しようとするときは、請書（第一号様式）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 收支予算書（第二号様式）

二 設計書

第七中「別記第四号様式の」を削り、「工事着手届」の下に「（第三号様式）」を加え、「別記第五号様式の工事完了届」を「工事しゅん工届（第四号様式）」に改める。

第九を次のように改める。

第九 受託者は、工事しゅん工後委託費を請求しようとするときは、請求書（第五号様式）に事業成績書（第六号様式）及び收支精算書（第七号様式）を添えて知事に提出しなければならない。

第十を次のように改める。

第十 受託者は工事でき型部分に相当する委託費を請求しようとするときは、仮渡願（第八号様式）を提出して検査を受けた後、請求書（第五号様式）を知事に提

出するものとする。
第十一中「別記第七号様式の事業成績書及び別記第八号様式の」を削り、「收支決算書」の下に「（第九号様式）」を加える。
様式を別記のように改める。

附 則

この要項は、昭和二十七年分度分の工事から適用する。

第一号様式

請 書

昭和 年 月 日付 第 号をもって委託通知された
県営冷水温障害防止施設事業を左記により施行すること
をお請けします。

記

一 委託事項

地区名	設計金額	委託金額	施行場所	しゅん工予 定年月日
-----	------	------	------	---------------

二 收支予算書（別紙のとおり）
三 設計書（別冊のとおり）

昭和 年 月 日

受託者住所

氏 名

鳥取県知事 殿

第二号様式

收支予算書

収入の部

科	目	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減 △減	附 記

支出の部

科	目	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減 △減	附 記

第三号様式

工事着手届

昭和 年月 日付 耕第 号をもって委託指令になりました県営冷水温障害防止施設事業は、昭和 年月日工事に着手したのでお届けします。

昭和 年月 日

受託者住所

氏 名 ㊦

鳥取県 知 事 殿

第四号様式

工事し、ゆ、ん、工届

昭和 年 月 日付 耕第 号をもって委託指令になりました県営冷水温障害防止施設事業は、昭和 年月日工事をし、ゆ、ん、工したのでお届けします。

昭和 年 月 日

受託者住所

氏 名 ㊦

鳥取県 知 事 殿

第五号様式

請 求 書

一金 円也 今回請求高

内 訳

事業費 円

委託費総額 円

一金 円 既受領済高

一金 円 残 高

昭和 年 月 日付 耕第 号指令による県営冷水温障害防止施設事業何地区工事の委託費を交付願いたく関係書類を添え請求します。

昭和 年 月 日

受託者住所

氏 名 ㊦

鳥取県 知 事 殿

(註) 要項第九による請求書には委託費総額欄の下に「精算高」と記載すること。

第六号様式

事業成績書

1 工事施行の方法及び状況

(註) 請負直営の別並びに施行状況を記載すること。

2 でき型調書

種 別	実施設計		でき型		差引増減		附記
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	

3 その他重要な事項

第七号様式

收支精算書

(第一表) 収入の部

科 目	金額	内 訳		附 記
		収入済額	収入見込額	

(第二表) 支出の部

科 目	予算額	精算額	内 訳		差引増減	附記
			支出済額	支出見込額		

(第三表) 工種でき型調書

工 種	施行箇所又は番号	数量	でき型金額計		附 記
			請負	直営	

(註) 1 金額欄には直営の場合は人夫賃材料等の支払金額を記載すること。
2 附記欄には支出済額及び支払義務額を区分して記載すること。
以下の各調書とも同様とする。

(第四表) 請負調書

工種	施行箇所又は番号若しくは数量	設計金額	請負金額	請負方法	請負人氏名	着手年月日	竣工年月日	附記

(註) 1 請負契約書に基づき、契約ごとにて記載すること。
 2 請負契約の変更のあつた場合には設計金額請負金額欄には当該年度の最終の設計金額及びこれに対する請負金額を記載し別に契約の変更経過を附記すること。

(第五表) 直営調書

(A) 総括

工種	本年度支払金額		附記
	材料費	労力費その他	

(B) 材料購入調書

(第六表) 工事雑費調書

品名	品質規格	数量	単位	金額	附記

(C) 労賃調書

種別	員数	単価	金額	附記

(D) その他調書

品名	数量	単価	金額	附記

(第七表) 資金受入調書

区分	第一、二、三、四半期				計	備考
	第一、四半期	第二、四半期	第三、四半期	第四、四半期		
事業費						
委託費						
借入金						
何々						
計						

(第八号様式) 第八号様式

県営冷水温障害防止施設事業委託費仮渡願

地区名

右地区の工事は何割以上成功しましたので、委託費のうち相当額を御下付くださいますようお願いいたします。

昭和 年 月 日

受託者住所

氏 名

鳥取県知事殿

(第九号様式) 第九号様式

収 支 決 算 書

収入の部

科 目	本年度 本決算額	本年度 予算額	差引増減 △	附 記

支出の部

科 目	本年度 本決算額	本年度 予算額	差引増減 △	附 記

鳥取県告示第三百五十二号

次の種畜は廃用された。

昭和二十七年七月十八日

鳥取県知事 西尾愛治

種畜証明 書番号	種 類	名 前	返納事由	申 請 者
-------------	-----	-----	------	-------

昭二五 鳥地一〇	黒毛和種	勝広 麿	用	米子市茶町 西川博美
-------------	------	------	---	---------------

鳥取県告示第三百五十三号

次の種畜につき種畜証明書を書換交付した。

昭和二十七年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

種畜証明 書番号	種 類	名 前	書換事由	申 請 者
-------------	-----	-----	------	-------

昭二六 鳥地一四	黒毛和種	初日 飼養者	東伯郡三徳村 野見 博	変 更
-------------	------	--------	----------------	-----

雑 報

昭和二十七年七月十八日

鳥取食糧事務所長 西山 義 雄

支所所在地変更について

鳥取食糧事務所郡家支所の所在地を昭和二十七年六月一日より次のように変更した。

記

事務所所在地 旧 鳥取県八頭郡郡家町大字郡家四九三

番地

新 鳥取県八頭郡郡家町大字郡家二二九

番地

発 行 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所

鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金